

地方自治法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

目次

○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（本則関係）	1
○	地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（附則第二条関係）	6
○	市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（附則第三条関係）	8

改正案	現行
<p>（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲） 第五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の第一項第二号に掲げる法人（前項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、第一項第三号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなす。</p> <p>4 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p>	<p>（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲） 第五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。</p>

一 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

二 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの
5| (略)

(歳入の徴収又は収納の委託)
第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 四 (略)
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金
- 2 4 (略)

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一・二 (略)
- 三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害

(新設)

(新設)

4| (略)

(歳入の徴収又は収納の委託)
第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 四 (略)
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金
- 2 4 (略)

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一・二 (略)
- 三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害

者支援施設」という。）、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子

者支援施設」という。）、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九 (略)

二〇四 (略)

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第六十七條の八 (略)

二 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に係のない職員を立ち会わせないことができる。

三〇四 (略)

(普通財産の信託)

第六十九條の六 地方自治法第二百三十八條の五第二項に規定する政令で定める信託の目的は、次に掲げるものとする。

一 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地(その土地の定着物を含む。以下この項において同じ。)の管理又は処分を行うこと。

二 前号に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。

三 信託された土地の処分を行うこと。

四〇九 (略)

二〇四 (略)

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第六十七條の八 (略)

(新設)

二〇三 (略)

(普通財産の信託)

第六十九條の六 地方自治法第二百三十八條の五第二項に規定する政令で定める信託の目的は、信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地(その土地の定着物を含む。)の管理又は処分を行うこととする。

(新設)

(新設)

(新設)

2

(略)

2

(略)

改 正 案	現 行
<p>第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（随意契約）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買入られる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同</p>	<p>第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（随意契約）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を管理規程で定める手続により買入られる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は</p>

条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用）</p> <p>第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百四十三条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第四百五十条、第四百五十二条（第一項第一号を除く。）、第四百五十四条から第四百五十八条まで、第四百五十九条、第四百六十条、第四百六十一条から第四百六十五条の八まで、第四百六十六条の二から第四百六十七条の十七まで、第四百六十八条の六、第四百六十八条の七第一項及び第三項、第四百六十九条から第四百六十九条の七まで、第四百七十条の二、第四百七十条の四、第四百七十条の五第一項及び第二項前段、第四百七十一条から第四百七十一条の六まで、第四百七十一条の七第一項及び第二項並びに第四百七十二條から第四百七十三條の二までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（第四百六十九条の二第一号の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第百五十二条第一項、第四項及び第五項</p>	<p>地方自治法第二百二十一条第三項</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法</p>	<p>第百五十二条第一項、第三項及び第四項</p>	<p>地方自治法第二百二十一条第三項</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法</p>

2 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	第二百三十一条第三項

2 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	第二百三十一条第三項